

6/22 34

「どこかくマイナカード」で混乱

健康保険証で対応は可能

政府が、マイナンバーカードでの診療をじり押しし、健康保険証の廃止を計画している問題で、マイナンバー制度に詳しい黒田充さん（自治体情報政策研究所代表）に聞きました。（矢野聰弘）

保険証のみならずマイナンバーカードの利用ものが、トップダウンで進められています。現場の状況を見ると「決めたことだから、うまいやれよ」という考え方で一貫しています。だからこそ、うまくいかない現場を混乱させていま

るが、このシステムは、マイナンバーカードを保

自治体情報政策
研究所代表

黒田充さんに聞く



マイナンバーカードによる健診券の情報が他のものは約85万件にすぎません。マイナンバーカードを資格確認に使う必然性などないのです。

電子証明書

患者の同意があれば、投

活用を狙う

薬情報や特定健診結果を医療機関が見ることができるが、マイナンバーカードを使っての確認ができるようとするためだとしています。

政府は、医療機関が患者の健康保険をオンラインで確認できるようにするためにサービスも始まっています。ただし、秘匿性の高い情報だとして、同意はマイナンバーカードを使ってのみ行われます。しかし、これはおかしな話です。

そもそも診療团体が高慶な秘匿性を持つものです。保険証で受診して、血圧の情報を医療機関に預けてい

ます。それなのに、なぜマイナンバーカードを出さないと、自身の医療情報を提供できないのでしょうか。

厚労省の資料でも、昨年10月から今年4月末までの7カ月間に、保険証でのオンライン資格確認が約1億3600万件と圧倒的ですが課されているのに、特定

実績みても
出番なし

された保険証の被保険者番号を職員が端末に打ち込むことでもあります。

てこます。

厚労省の資料でも、昨年10月から今年4月末までの7カ月間に、保険証でのオンライン資格確認が約1億3600万件と圧倒的ですが課されているのに、特定

診療内容全体に守秘義務どおりあるのは間違

いません。

マイナンバーカードによ

る健診券の情報が他の

理由はあるのでしょうか。